



2022年6月20日
九州電力送配電株式会社

「託送供給等約款」の変更届出を行いました

— 配電事業制度導入に伴う見直し —

当社は、国の審議会における議論を踏まえ、本日、電気事業法第18条第5項^{※1}に基づき、「託送供給等約款」^{※2}の変更届出を経済産業大臣に行いましたのでお知らせします。今回の主な変更内容については、以下のとおりです。

1 主な変更内容

2022年4月の電気事業法改正により配電事業^{※3}制度が導入されたことに伴い、必要となる内容を供給条件に反映します。

2 実施日

2022年7月1日

※1：電気事業法第18条第5項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

※2：託送供給等約款

託送供給等約款とは、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものです。

※3：配電事業

配電事業とは、配電用の電気工作物を維持・運用し、託送供給及び電力量調整供給を行う事業をいいます。

以上



ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」

そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。

それが、私たち九電グループの思いです。